

福知山市入札監視委員会（令和6年度 第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和6年7月29日（月） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま3階 市民交流スペース			
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 萩野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）			
議事概要	1 報告事項 ・令和6年度業者受付状況等 2 議事 （1）令和5年度下半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・吉田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）			
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日			
審議対象件数	[工事]	153件	[委託役務業務]	6件
内 訳	公募型指名競争入札	1件		
	条件付一般競争入札	29件		
	指名競争入札	109件		
	随意契約	14件		6件
抽出案件数		4件		1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答		意見・質問		回答等
		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	○1者随意契約を行う場合は、複数見積りを取るなど、見積徴取相手が1者に限定されるかどうか確認したうえで、できる限り競争性が働くよう努力されたい。 ○変更金額が大きい案件については、変更理由を明確に記載し内容を明らかにした上で変更されたい。			

別紙

「1 報告事項（2）週休2日制工事の試行について」

意見・質問	回答等
<p>○週休2日制において、請負金額はどのように増減するのか。</p> <p>○入札時には、業者は4週6休や4週8休なのか分からない状況で落札し、そのあと、休まれた状況で補正を掛けるのか。</p>	<p>現場作業終了時に、現場閉所率を確認し、4週6休から4週8休までの達成状況によりそれぞれの補正を掛けて、増額変更する。（事務局 横川課長補佐）</p> <p>発注時は補正率を掛けず、工事着手前に受注者から週休2日に取り組む意向があった工事については、達成状況により最終変更で補正率を掛ける。</p> <p>また、年度後半からは、発注者指定型で最初から補正した方式に変えていく予定である。</p>

「2 議事（1）令和5年度下半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回答等
<p>○随意契約の落札率の高い理由は何か。</p>	<p>昨年度と比べ、入札不調による随意契約が増加している。不調となる案件については、施工条件が厳しい案件が多く、落札率が高くなる傾向にあるため、相対的に落札率が上昇したと推察する。</p>
<p>○総括表の合計契約金額は、抽出案件リストの合計契約金額と合っているか。今後、総括表と比較できるように抽出案件リストの合計契約金額を記載してほしい。</p>	<p>総括表の合計契約金額は、抽出案件リストの合計契約金額と合っている。</p> <p>次回から、抽出案件リストに合計契約金額を記載する。</p>

「3 議事（2）抽出案件に関する審議について」

1 生環第704号 第4期埋立処分場整備工事

…公募型指名競争入札（JV方式）

意見・質問	回答等
<p>○入札金額が同額の業者があるが、最終どうやって決めたのか。また、数千円違いの金額もあり、正確に積算できるものなのか。</p>	<p>今回、4者が同額であり、入札システムによるくじで決定した。土木工事においては、極めて正確な積算をされている。</p>
<p>○各業者の入札額は、同じ根拠で積算さ</p>	<p>入札までに見積に関する質問期間を設けており、</p>

<p>れているのか。</p> <p>○落札された共同企業体は、最低制限価格と同額になっており、この状況をどう思うか。</p> <p>○入札までの見積りに関する質問期間中の主な質問の内容は。</p>	<p>積算条件等の不明な点は質問で確認され、最終的に同じ根拠で積算されている。</p> <p>土木工事については、近年極めて正確な積算をされており、適正な入札が実施されたと考えている。</p> <p>工事ごとに、歩掛りや工種の積算で細かい条件があり、公表された資料では、積算上不明な点について設計の根拠等についての内容が多い。</p>
--	---

2 総務第22号 市庁舎空調設備用中央監視装置更新工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○1者随意契約になった詳細な理由は何か。	市庁舎内の空調設備を集中監視する装置の更新工事で、既存の端末との接続・一括制御を考えると、同じ業者の施工でないとシステムの調整ができないため1者随契とした。
○今後、この設備を修繕するたびに、毎回、同じ業者に随意契約するのか。	機器全体の更新ではなくシステムの一部の修繕を行う場合、1者随契になると思われる。
○今回、特殊な精密機器更新工事であり、1者しか見積が取れないとあるが、他業者から見積を取る努力は必要ではないか。 また、極力、競争性が働くよう他者のメーカーにも当たった結果、この1者以外に見積できる業者が無かった説明ができるようにして頂きたい。	特殊な機器に関しては随意契約になることが多く、極力比較できる見積については取っていくよう努めたいと考えている。また、最初の機器の導入段階で、ランニングコストを含んだ見積を取るなどして入札方法を考えていかなければならない。事前に、複数者からの見積が可能か確認を行った上で、最終的に随意契約となったという説明がしっかりできるようにしていきたい。
○今回、機器とソフトウェアの更新であったが、具体的には空調の効率化や省エネに繋がったのか。	多少は効率化されたが、基本的には同等の空調機器の交換を行った。

3 道河第111号 口榎原7号橋橋りょう補修工事

…指名競争入札

意見・質問	回答等
-------	-----

<p>○第2回変更契約で、当初契約金額が倍以上増額になっており、その具体的な理由と経緯について聞きたい。また、なぜ河川協議が発注前にできなかったのか。</p>	<p>変更金額については、工事発注後、河川管理者との協議により、河床工の工法変更等を求められ、大幅な増額となった。また、設計段階から河川協議は行っていたが、河床工の工法変更については工事発注後に整った内容となったため、工事の進捗を考慮し、本工事で変更を行った。</p>
<p>○福知山市工事等設計変更事務取扱要領に則して問題はなかったのか。これだけ当初と金額が違う、さらには工法が違うということは、当初の入札自体が成立するのか。</p>	<p>本変更内容については、当初発注工事と切り離せない内容であり、要領及びガイドラインに則り適切に変更が行われたと考えている。</p>
<p>○市の内部で、変更にあたりどのような手続きが行われるのか。</p>	<p>変更時には事前に担当課で指示書を使って決裁を取り、その後、変更契約で工事の事務決裁規定により定められている金額規模の決裁権者から決裁を取っている。</p>
<p>○変更の手続きは、福知山市工事等設計変更事務取扱要領の第5条の(2)か。</p>	<p>変更の手続きは、福知山市工事等設計変更事務取扱要領第5条第2項の変更部分を分離して履行することが著しく困難な場合を適用している。</p>
<p>○当初の入札価格が最低制限価格と同額なのは、情報は漏れているとかではなく、積算をきちんとされているのか。</p>	<p>適正な入札が行われている。</p>
<p>○変更契約金額が30%を超えることとなる工事は原則として別工事とういことになるが、今回は、非取水期で工期等の理由でやむ負えないというところの理由を明確に記載してほしい。変更額が大きいので、適切な変更が行われているのかと疑念を頂かれないよう、しっかり変更理由等を明記していただきたい。</p>	<p>設計変更に対しては、以前からしっかり現場をみて、入札に影響がないように設計するよう指導している。また、この案件の変更以降は早い段階で協議を実施し、協議が整ったものを入札に掛けるよう事務改善を行っている。</p>
<p>○河川は京都府が管理しており、橋は福</p>	<p>橋を守るための部分は市で、その他河川護岸は京</p>

<p>知山市で管理しているということで、今回ブロック積護岸を施工されたが、京都府との管理区分はどうなっているか。</p> <p>○今回、橋を守るということで、府からの指導で工法変更を行ったが、市として従わないことはありえるのか。</p>	<p>都府になる。市道橋を守るということでその護岸も占有している。</p> <p>市民生活に必要な市道橋であり、撤去することはできないので、京都府の占有協議による指導に従うことになる。</p>
--	--

4 下水工第28号 長田野系統長田野町地区管路布設工事

…条件付き一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札状況ですが、最低制限価格未達が8者、そのうち同額が6者あり、1,000円違いの1者ということで、最低制限価格と最低制限を割った会社の数者がほぼ同額で入札している現状を事務局として、どう分析されているか。</p> <p>○この入札案件も、落札金額は最低制限価格と同額となっているが、不自然なことではないか。</p>	<p>仕訳表の1つの単価の違いがあったことを確認しており、その部分の差でこのような結果になったと分析している。</p> <p>正確に積算されている結果で、適正な入札が行われたと考える。</p>

5 第二次福知山市上水道事業等包括的民間委託業務

…公募型プロポーザル方式

意見・質問	回答等
<p>○応募された企業は、何者あったのか。</p> <p>○参加資格要件の(2)応募者の構成等を読みとくと、福知山管工事協同組合ありきだと思うが、この組合を取り込めるグループしか応募できないという大前提になっているのではないか。</p> <p>○ほかのグループから応募があった場合にも、同じように福知山管工事協同組</p>	<p>1者です。</p> <p>本市の水道事業を進めるうえで、これまで緊急対応等を行ってきた福知山市管工事協同組合の存在というのは大きな役割を持っている。複数グループから応募があった場合にも福知山市管工事協同組合が、どのグループにも必ず入ることを条件としている。</p> <p>そうです。</p>

合は名前を連ねて応募されるということになるのか。

○結果的に応募があったのが、1者のみであったのか。応札者の業務執行能力を確認するため、一定条件を課してプロポーザルを行ったと考えられるが、担当課として、その事業の費用対効果等について、どのように考えていたのか。

○採用時の採点表があるが、金額の合理性について、どのように検証されたのか。また、発注する市にとってみれば、この5年間で38億ほどの支出に伴い、効率化、合理化など、今後の採用人員の削減などを含め、どのように対応されているか。

○日本全体で、インフラの更新が間に合っていない状況であると思われるが、水道管の更新費用は本業務に含まれるのか。

○設備投資の上限額を超えた場合、市で別途、業務を行うのか。

○今回だが1者しか応募がなかったということだが、最低の基準点は設定されていたのか。

○今回、1グループだけの応募であったが、当初、市として他者の応募も期待していたのか。

第一次福知山市上水道事業等包括的民間委託の公募では、成果も大きいものであったと考えている。今回、第二次福知山市上水道事業等包括的民間委託の公募においては、新たな業務も追加しており、事業者の提案で優先的に特定路線の漏水修繕をするなど、より効率的な施設の運用ができるような提案を頂きながら更新をしていくなど、新たな業務を行っている。そういった民間の提案を活用しプロポーザル事業を実施していきたいと考えている。

第一次福知山市上水道事業等包括的民間委託をする以前は、市で本業務を行っており、その実績の積み重ねや業務の日数など積算をして全体の金額を出している。第一次福知山市上水道事業等包括的民間委託は令和5年度末で終了し、現在検証作業を行っているが、職員の削減や水道管の漏水修繕業務など、総合的に効率的な運営につながり大きな成果が出ており、今後も注視していきたい。

水道管や施設の更新は市で行っているが、この業務にも含まれる。本業務のなかで、資本的支出の設備投資の上限額を設定しており、その範囲内で効率的に更新をしてもらうことになる。

基本的に、設備投資の上限額のなかで業務を行ってもらうことになる。

募集要領にも記載してあるが、得点が120点未満の場合は候補者として選定しないとしている。

募集の時点では、他の業者からの問合せもあり、複数の応募を期待していたが、結果的に1者となった。